

省エネ法のトップランナー制度の改正に伴う 特定電気機器等省エネ性能表示制度等の見直しについて

1 地球温暖化対策条例に基づく特定電気機器等省エネ性能表示義務制度

府民等に省エネ性能の高い電気機器等の選択を促すため、特定電気機器等を販売する事業者に対し、

- ・ 特定電気機器等の省エネ性能に関する情報の表示
- ・ 特定電気機器等購入希望者に対する省エネ性能の説明
- ・ 省エネマイスター（特定電気機器等の省エネ性能を適切に説明することを推進する者）の設置を義務付け。

＜条例施行規則で定める特定電気機器等＞

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気便座、蛍光灯器具

2 トップランナー制度の見直しに伴う条例改正の検討について

現在、地球温暖化対策条例では、省エネ法のトップランナー制度の対象品目のうちエネルギー消費量が多い5品目を特定電気機器等に指定し、販売事業者に対し省エネ性能の表示等を義務付けているが、技術革新に伴いLED等の品目が順次追加されるとともに、エネルギーは消費しないが省エネに寄与するものとして断熱材等も対象に追加されるなど、トップランナー制度は大幅に拡充されてきた。

こうしたトップランナー制度の改正に対応した条例制度の見直しの必要性等について検討することが必要。

＜対象品目の比較＞

		省エネ法	条例における規制等	
トップランナー制度対象	統一省エネラベル対象品目	①エアコン ②テレビ ③電気冷蔵庫 ④電気便座 ⑤蛍光灯器具	特定電気機器等として、販売事業者に対し、省エネ性能の表示、購入希望者への説明、省エネマイスターの設置を義務付け	
		⑥電気冷凍庫(2014年12月追加)	—	
	省エネラベル対象品目	⑦電球型蛍光灯 ⑧ジャー炊飯器 ⑨電子レンジ ⑩DVDレコーダー ⑪ストーブ ⑫ガス調理機器 ⑬ガス温水機器 ⑭石油温水機器 ⑮電子計算機 ⑯磁気ディスク装置 ⑰変圧器 ⑱ルーティング機器 ⑲スイッチング機器 ⑳電気温水機器 ㉑交流電動機 ㉒電球型LEDランプ	—	
		窓ラベル対象品目	㉓断熱材 ㉔サッシ ㉕複層ガラス	—
		その他	㉖VTR ㉗複写機 ㉘自動販売機 ㉙複合機 ㉚プリンター	—
㉛乗用自動車 ㉜貨物自動車	自動車販売業者に対して、購入希望者への環境情報の説明等を義務付け			

【参考】統一省エネラベル制度

機器単体のエネルギー消費量が大きく、省エネ性能のばらつきが大きい製品について、下記の項目を表示。

- ①省エネラベル(省エネルギー基準の達成率、エネルギー消費効率、目標年度)
- ②年間の目安電気料金
- ③多段階評価制度

図12 統一省エネルギーラベルの例（電気冷蔵庫）



【関係条文】

(特定電気機器等に係る省エネルギー性能の表示等)

第 43 条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの（以下「特定電気機器等」という。）の販売を業とする者（店舗において販売する者に限る。以下「特定電気機器等販売事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該店舗の見やすい場所に、当該特定電気機器等に係る省エネルギー性能（エネルギーの消費量との対比における特定電気機器等の性能として規則で定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。）に関する情報を適切に表示しなければならない。

- 2 特定電気機器等販売事業者は、特定電気機器等を購入しようとする者に対し、その販売する特定電気機器等に係る省エネルギー性能について説明しなければならない。
- 3 規則で定める特定電気機器等販売事業者は、規則で定めるところにより、その販売員が特定電気機器等に係る省エネルギー性能について適切に説明することを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届け出なければならない。